

横浜港

大さん橋

YOKOHAMA OSANBASHI MARCHE 2026

マルシェ

with ドッグパーク

ワンちゃんと出かけよう  
秋の大さん橋へ

2026  
11/7  
SAT

8  
SUN



出店要項  
(物販・ドッグパーク出店向け)

2026年7月8日

横浜港大さん橋マルシェ2026

出店事務局 (株式会社横浜アーティスト)

TEL : 045-232-4924 (平日10-17時)

# 開催概要

## コンセプト

横浜港大さん橋が持つ歴史的な価値と経済的な可能性を、地域の食や文化のコミュニケーションを通して発信していきます。

**開催概要** : 横浜港大さん橋マルシェ2026

**目的** : 普段入ることのできない、大さん橋山下公園側岸壁を使用し、横浜市内を問わず全国各地から飲食・物販出店や、昨年に引き続き、ドッグパークを展開し、家族全員で楽しむことができる岸壁利用の新たな機会の創出に努めます。

**日時** : 2026年11月7日（土）～8日（日）  
10:00～16:00 ※最終入場15:30

**会場** : 大さん橋岸壁（山下公園側）  
神奈川県横浜市中区海岸通1-1-4

**アクセス** : みなとみらい線「日本大通り駅」下車 3番、4番出口より徒歩7分  
横浜市営地下鉄「関内駅」下車 1番出口より徒歩15分  
JR「関内駅」下車 南口より徒歩15分

**主催** : 横浜港大さん橋国際客船ターミナル  
（指定管理者：一般社団法人横浜港振興協会）

**協力** : 株式会社横浜アーティスト/株式会社ネスターミリオンペット  
Catering&Delivery-Service Association 合同会社

**入場料** : 無料

## 【出店者条件】

1. 安心して安全な食べ物を生産・加工している団体（法人問わず）または個人  
**※調理行為（加熱、盛り付け、カット、飲料を注ぐなど）はできません。**
2. 日用雑貨、ハンドメイド、クラフトを製造・加工している団体（法人問わず）または個人  
**※施術行為（美容サービスなど）はできません。**
3. 出店生産者、または、生産者代理人が直接販売すること

以下に該当する方は出店することができません。

- ①公序良俗に反する商品を販売する場合
- ②宗教の勧誘・布教又はこれに類する行為を目的とする場合
- ③横浜市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団の利益となる場合

## 【販売品目】

1. 食料品（米、野菜、果実など）
2. 加工食品（菓子類、パン、調味料、缶詰、水産加工品など）
3. 植物（草花、ドライフラワーなど）
4. 雑貨（アクセサリなど）
5. ハンドメイド商品
6. 地域特産品、ワークショップ（ものづくり体験）など  
※飲食販売は当日有効な食品営業許可証をお持ちの方に限ります。  
※法令に反するもの、公序良俗に反するものは販売できません。

## 【販売推奨基準】

1. 農産物販売で、地場野菜を中心に販売することを推奨
2. 農薬や化学肥料の使用を極力控えるなど、環境に配慮した農産物の販売を推奨
3. 旬を重視した生産物の販売を推奨
4. 有機農産物、特別栽培農産物などの販売は、第三者認証を取得することを推奨

## 【販売方法】

1. 来場者と会話をしながらの対面販売としてください。
2. 生産者・製作者の顔が見えるディスプレイを心がけてください。
3. **食品販売の場合は、必ず【個包装と食品表示ラベルの貼り付け】をしてください。容器包装に入れない野菜などの生鮮食品は、名称・原産地の表示をして販売してください。**

# 出店について

## 【物品販売出店】

### ■ 出店参加費

- ・2日間（1小間）  
テント：25,300円税込  
軒下：19,800円税込  
（2日間のご出店のみとなります）

### ■ 出店スペース

- ・1小間：  
テント W2700mm × D3600mm  
軒下 W2100mm × D4500mm

### ■ 基本設備

- ・演台ワゴン  
W1,500mm × D800mm × H860mm  
1台（店名サイン付）

## 【ドッグパーク出店】

### ■ 出店参加費

- ・2日間（1小間）  
テント：25,300円税込  
軒下：19,800円税込  
（2日間のご出店のみとなります）

### ■ 出店スペース

- ・1小間：  
テント W2700mm × D3600mm  
軒下 W2100mm × D4500mm

### ■ 基本設備

- ・演台ワゴン  
W1,500mm × D800mm × H860mm  
1台（店名サイン付）

- ※ 1出店者で複数小間の使用は可能です。
- ※ 出店小間の位置は主催者側で決定します。
- ※ 1小間を複数出店者で使用したい場合は、事前に事務局へご相談ください。
- ※ **出店申込者以外の出店（又貸し）は禁止です。**
- ※ **販売は正面のみとなります。正面と側面の2面を使った販売は禁止となります。**

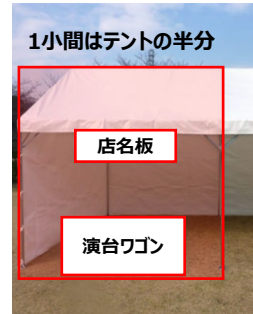
※テーブル、イス、電源等は、基本設備に入りません。必要な方はオプション備品にてお申込みください。

### 【テント】

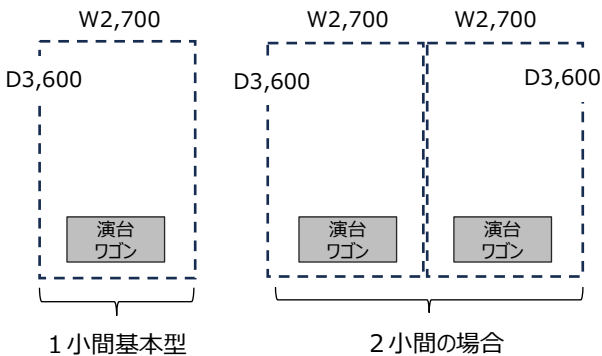
#### 配置イメージ



#### 形態イメージ



<1小間 面積>  
・テント 9.72㎡



※出店スペース内であればレイアウトは自由

### 【軒下】

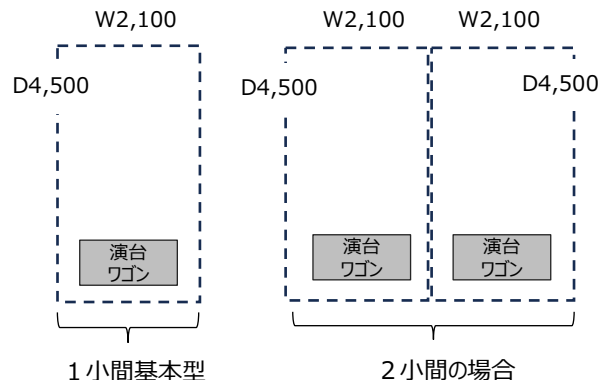
#### 配置イメージ



#### 形態イメージ



<1小間 面積>  
・軒下 9.45㎡



※出店スペース内であればレイアウトは自由

# 出店について（共通事項）

## 【オプション備品】

品目	仕様	数量	金額（税込）
追加テーブル	W1800×D450	1台	1,650円
追加イス		1脚	440円
冷蔵ケース	外形寸法：W1200×D900×H900 内形寸法：W1100×D728×H250 有効内容量：189ℓ 消費電力：単相100V／440W 使用温度：-2℃～2℃	1台	46,200円
冷凍ケース	外形寸法：W750×D727×H886（+25）64kg 内形寸法：W625×D560×H410 有効内容量：130ℓ 消費電力：単相100V／140W（2.43A） 使用温度：-24℃～-20℃	1台	33,000円
電気供給費	2日間 100V、15A、1kw ※24時間通電を希望される場合、別途1口につき3,300円	1口	8,800円

※上記以外のものについては、事務局へご相談ください。

※ご自身で備品を持ちいただくことも可能です。

但し、キッチンカー以外の出店で発電機を持ち込みはご遠慮ください。

※オプション備品については、出店確定後、申込書を展開します。

**※必ず期日までのご提出をお願いします。締切後のお申し込みは受付できません。**

## 【会場内駐車場利用について】

- ・ マルシェ会場内（岸壁）に駐車スペースを「有料」にてご用意します。
- ・ 1台につき2,000円/日
- ・ 会場内の駐車場は、出店者・関係者の専用駐車場となります。
- ・ 大さん橋国際客船ターミナルの駐車場は、一般有料駐車場のため満車になる可能性があります。

※台数には限りがございますので、早めにお申込みください。

※日をまたいでのお留め置きはできません。**各日終了後必ず出庫してください。**

## 【販売について】

- ・ 原則として、販売は出店者自らが販売してください。適正価格での販売をお願いします。

## 【出店キャンセルについて】

- ・ 出店者都合による出店取り消し・解約をする場合は、主催者にお知らせください。

キャンセルに関しては、以下の通りです。

期日	キャンセル料
開催日の30日前まで	無料
開催日の2週間前まで	出店参加費の20%
開催日の1週間前まで	出店参加費の30%
開催日の前日まで	出店参加費の50%
開催日当日以降	出店参加費の全額

# 食品の販売・調理の諸注意（物品販売）

## 【商品に合わせた適正な温度管理について】

- 食品衛生に十分に注意すること。
- 食品における、食中毒やその他の事故が起きた場合は一切の責任をとること。
- 生鮮品、加工品のどちらも、商品の表示に記載された保存方法・温度管理を厳守して販売すること。
- 要冷蔵・要冷凍の場合は、適正な温度を保つことができる冷蔵・冷凍ショーケースを使用すること。  
（※発砲スチロールの箱、氷等の対応では不十分ですので、ご注意ください）
- 屋外での販売となるため、場合によっては販売を見合わせていただくなど適正に販売すること。

## 【試食・試飲について】

- 試食、試飲については、内容や方法によって横浜市中福祉保健センターへ確認が必要です。  
実施希望の方は、事務局にお問い合わせください。

## 【乳類・食肉・魚介類の販売許可の確認、申請について】

- 加工品または移動販売者で許可を申請されている場合を除き、乳類・食肉（生肉・味付けした生肉を含むなど）・魚介類の販売はできません。

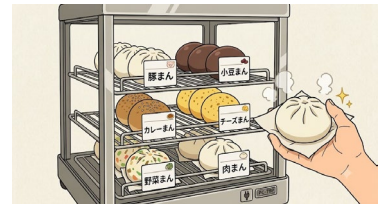
## 【食品表示について】

- **容器、包装に入れた食品は必ず、食品表示が必要となります。**
- 表示の相談については製造所・加工所を管轄する保健所にご相談ください。

### 【例】食品表示 OK



### 【例】販売方法 NG例



## 【横浜市中福祉保健センターへの営業届・廃業届について】

- 所轄する横浜市中福祉保健センターへ事務局から「営業届・廃業届」を提出します。  
その中に食品販売について次の記載事項があります。
  - (1) 出店者名
  - (2) 食品取扱責任者名
  - (3) 催事当日の連絡先(携帯番号)
  - (4) 品目名と提供数
  - (5) その品目製造場所、仕入先、野菜・果物であれば農園の場所、総菜類は仕入れ先  
(名称・所在地など場所・店舗が特定できる情報)
- ※出店決定後に事務局から届出書をご案内しますので、記載後に事務局宛に送付をお願いします。  
**※必ず期日までのご提出をお願いします。**

## 【酒類の販売について】

- 「期限付酒類小売業免許」が必要になります。
- すでに「酒類販売業免許」または「酒類製造免許」を受けている場合に届出・申請が可能となりますので、酒類免許を持っていない出店者は、お酒の販売はできません。
- 「期限付酒類小売業免許」の「届出（開催日の10日前まで）」もしくは「申請（開催日の2週間前まで）」を所轄税務署の横浜中税務署に行ってください。
- 申請・届出に必要な「出店許可証」等の必要書類については、事務局宛にメールで申請してください。

# 出店販売に関することについて（全店共通事項）

## 【天候および開催可否について】

- ・ 大雨及び台風などの悪天候時、及び強風等による事故の恐れがあるときには、開催を中止する場合があります。
- ・ 当日の6:00までに事務局で協議・判断をし、開催可否については御案内します。
- ・ 天候等により開催を中止した場合でも出店料の返金および損失補填は行いません。あらかじめご了承ください。※会場設営費、広報費等の経費として使用しているため

## 【搬入と撤去について】

- ・ 「搬入 7:30～9:00」／「搬出 16:30～18:00」を予定しています。
- ・ 搬入出経路など開催当日の詳細については、出店マニュアル等でお知らせします。
- ※警察からの指導により、決められた搬入時間前の路上待機はできません。
- ※出店者は時間内に装飾・商品の搬入を行い、指定の時間までに装飾と準備を完了してください。
- ※会場や駐車場の閉鎖時間を考慮して退出準備し、搬出時間をお守りください。
- ※無断で退出は禁止です。緊急事態の際は事務局に届け出、スタッフの指示に従ってください。
- ※小間内を必ず原状復旧してください。
- ※商品や発生したゴミは必ず持ち帰りください。

## 【出店小間とディスプレイについて】

- ・ 店名サインは、事務局で用意します。
- ・ 小間内でのディスプレイや什器の持ち込みは自由ですが、**通路や隣の小間にまではみ出すことがないようお願いします。**
- ・ 音楽や映像による販売促進の演出は可能ですが、他の出店者の迷惑にならない範囲でお願いします。
- ・ 他のブースから苦情が発生した場合、誠意をもって対応してください。
- ・ 出店に必要なもの（つり銭・レジ袋・什器・クロス等）・昼食等は各自でご用意してください。
- ・ プライスやポップ類はお客様が見やすいものをご準備してください。
- ・ 小間内のディスプレイや什器、備品等は、初日に現場に残して頂けますが、野外のため販売商品を会場に残していくことは、品質管理・盗難リスクの防止のためご遠慮ください。
- ・ 風などにより移動することがないように、ロープや重り等でしっかりと固定してください。
- ・ のぼり等を使用する際には、自立式をご用意いただき、隣接する出店者へ迷惑にならないようご配慮願います。
- ※風が強い場合が多いのでお気を付けください。
- ・ 看板類の取付けは、強風を受ける危険があるので禁止です。
- ・ 出店スタッフ・店員すべての方にスタッフ証を配布します。**岸壁への入場の際にチェックするので見やすいところに付けてください。**

## 【出店エリアについて】

- ・ 物品販売、キッチンカーエリアとドッグパークエリアは分けずに運営をいたします。各出店者にてドッグマナーの啓発にご協力ください。
- ・ 会場内は、犬の参加も可能となっております。ご理解・ご協力をお願いいたします。

## 【イベント保険について】

- ・ イベント保険については、各自でご加入をお願いします。（保険加入費は各自でご負担ください）

# 出店販売に関することについて（全店共通事項）

## 【出店中のご注意について】

- ・ イベント開催中に来場者・出店者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）があったと主催者が判断した場合、主催者は出店中止の申し入れを行う権利を持ちます。また、出店者はこれに従うものとします。
- ・ 会場内での出店者同士もしくはお客様とのトラブルに関して、主催者側では責任を負いかねます。
- ・ 現金・貴重品・販売品等は、自己管理してください。会場内で盗難等の被害に遭われても、主催者側で責任を負うことはできません。
- ・ 会場における共有スペースにおける警備責任は主催者側が負うものとします。
- ・ 会場施設を損傷した場合は、原状復旧を原則とし、それにかかる実費を請求させていただきます。

## 【服装・ユニフォームについて】

- ・ 基本的には自由ですが、お客様から見て衛生的な服装を心掛けてください。

## 【電気の使用について】

- ・ オプション備品として申込が必要になります。
- ・ 必要な電気量をお調べのうえ事前に事務局までご相談ください。

## 【火気の使用について】

- ・ 岸壁内は危険物の持ち込みおよび火気の使用は原則禁止です。  
ただし、営業許可を取っているキッチンカー内では使用することができます。
- ・ 出店者は、会場に適用される全ての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。

## 【ゴミ・清掃について】

- ・ 販売や試食の際に生じるゴミ類は各自でお持ち帰りのうえ処分願います。
- ・ 小間内の清掃は各出店者の責任において行っていただきます。
- ・ 廃棄品や小間内および周辺のゴミ等は責任をもってお持ち帰りください。
- ・ 来場者が出したゴミは主催者が責任を持って処理します。

## 【喫煙について】

- ・ 岸壁内は禁煙です。指定の喫煙スペースを利用してください。

## 【個人情報の取扱いについて】

- ・ 出店者は、本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をおこなう必要があります。
- ・ 利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での活用をお願いします。また、取得した個人情報は、出店者が責任を持って管理・運用してください。来場者に損害が生じた場合主催者は責任を負いません。

## 【その他】

- ・ 本規約に記載されていない協議事項が発生した場合には、主催者・出店者がお互いに真摯に話し合い、合意に向けて努力するものとします。
- ・ 出店に際して必要な書類・情報がある場合、出店者は主催者に対してその開示、請求ができるものとし、主催者はできるだけその要求に応えます。
- ・ 横浜港大さん橋マルシェ2026事務局では、皆様が気持ちよく出店していただけることに努め、また、安全で円滑、公平で秩序ある運営を行ってまいりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

# 出店のお申込みについて

## ① 出店申込み

本出店要項をお読みいただき、「出店申込書」に必要事項をご記入の上、FAX、メール、申込フォームにて事務局へお申し込みください。

**※申込多数の場合は、抽選にて決定させていただきます。**

- ・申込締切 : 2026年8月31日（月）17:00まで
- ・問合せ先 : 横浜港大さん橋マルシェ2026 出店事務局
- ・TEL : 045-232-4924（平日10-17時）
- ・FAX : 045-681-3735
- ・メール : [y.osanbashi.marche@gmail.com](mailto:y.osanbashi.marche@gmail.com)
- ・申込フォーム : <https://forms.gle/eZKcY4KTVAxepopV9>



## ② 事務局からの案内

横浜港大さん橋マルシェ2026 出店事務局から申込締切（8月31日）以降に出店確定と各種申請、店舗情報などヒアリングフォームをご案内いたします。

## ③ 出店者説明会

9月16日（水）にオンライン説明会を行います。

各種申請や当日の流れ等を説明いたしますので、ご出席をお願いします。

## ④ 出店参加費・オプション備品のお振込み

横浜港大さん橋マルシェ2026 出店事務局を担当する(株)横浜アーティストより請求書を発行いたしますので、指定の金融機関口座へお振込みをお願いします。恐れ入りますが振り込み手数料はご負担をお願いいたします。

**（お振込み締切 10月30日必須）**

## ⑤ 準備

出店のための準備をしてください。不明点は事務局にご相談ください。

申し込み内容に変更等があった場合は、速やかに事務局へご連絡ください。

また、事務局より出店マニュアルをお送りします。

出店に関する注意事項を掲載しておりますので、よくご確認ください。

## ⑥ 当日

マルシェ出店の受付をしてください。

商品の搬入後、ブースで販売準備をしていただき、販売スタートとなります。